

2021年6月25日

東武鉄道株式会社 御中

女性専用車両に反対する会
代表 福山



貴社乗務員による人権侵害発言について（抗議書）

2021年6月11日、当会会員が南栗橋午前5時46分発急行長津田行きの列車の女性専用車両に北千住駅（午前6時36分発）から押上駅（午前6時47分着）まで乗車したところ、途中駅において当該列車車掌が会員に対し、顔と体を近づけたうえで「男性ですか？女性ですか？教えてください！」と執拗に迫り、発車を遅らせるといった対応を取ったとの報告がありました。

当会は女性専用車両を「全ての男性を痴漢の犯人であるかのように扱う人権侵害」ととらえ、女性専用車両が鉄道営業法第34条の女性のために設けたる車室に当てはまるものではないことを国土交通省に確認したうえで、女性専用車両への男性の協力が任意であることを確認するために乗車活動を行っております。

最近では人間を「男性」か「女性」に厳密に分け、それぞれに異なった対応を取るといったことが問題視されるようになりつつあり、「トランスジェンダー」と呼ばれる、自認する性別と身体的な性別が一致していない人々などの人権に対する意識も高まりつつあります。このような人々には男女二元論に基づき「男」または「女」のどちらかの役割を強制されることに対し強い苦痛を受ける人々も多くいます。

女性専用車両はこうした人々の人権を考えていく上においても、大きな問題があると考えております。

本来、鉄道を利用するのに性別というものは問われるべきではなく、痴漢という加害者や被害者の性別に大きな偏りがある犯罪であっても監視カメラの増設や車内警備員の乗車等による性別に関わらない対策を取るべきであり、性別を意識させる発言・動きは昨今の性的少数者をめぐる人権意識にそぐわないものとされつつあります。

鉄道においても東海道・山陽新幹線における車内放送について「Ladies and gentlemen」という言い回しを廃止するといった動きがありました。

そうした中、6月11日の貴社車掌の「男性ですか？女性ですか？教えてください！」という発言はこうした人権意識を欠く、極めて不適切なものであると言わざるを得ません。

他人の性別を詮索するといった行為をめぐっては、近年マスコミ等においても問題となっています。

2019年5月、読売テレビ放送（大阪市）が関西地区において放送した「かんさい情報ネット ten.」という夕方のワイドショーにおいて、ある飲食店の店主が常連客の性別を調べてほしいと番組に投稿し、お笑い芸人が常連客の身分証明書や身体的特徴を執拗に確認するなどの企画を放送したところ、VTR終了後にコメンテーターの1人が

「男性か女性かどっちかという質問のやり方、これは許し難い人権感覚の欠如ですね。こんなもん、よう平気で放送できるね。どういう感覚ですか？報道番組として。ちゃんと考えろよ！」

「たとえご本人がテレビに出ることを了解しても、個人のセクシャリティに対して、そういうアプローチをする事自体が人権感覚、人権意識に悖ります」とスタジオで発言、当該番組はBPO（放送倫理・番組向上機構）において審議され、「個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない」「適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛ける」よう求める放送倫理基本綱領、および「人権の尊重」と「報道における表現は節度と品位をもって行われなければならない」と求める報道指針に対する放送倫理違反があったと判断されました。

また、同年11月にはテレビ山口（山口市）が山口県において放送した「週末ちぐまや家族」において、街頭にて取材したトランスジェンダーの方について「珍 女性のような男性」と不適切なテロップを挿入し放送するという問題がありました。取材を受けた本人は

「女性として取材を受けたのに、私自身に確認せずにわざわざ男性だとさらされた。職場の同僚や取引先が放送を見たらと考えて一時は絶望的になった」

（朝日新聞報道より）

と発言しています。

こうした性的少数者について、自身の性的指向や性同一性等の秘密を本人の許可なく他人に暴露することは「アウティング」と呼ばれ、問題視されています。

性的少数者については依然として根拠なく白眼視する者も多く、アウティングをめぐる一橋大学において自殺者を出すなどの事件があり、こうした動きを止めていくことは社会における必須事項であると考えます。

今回の貴社車掌による、性別を答えるよう執拗に要求する行為についてはこれに真っ向から反することは明らかなです。

そして、女性専用車両という存在そのものが、外見において「性別不明」である乗客に対し、アウティングという人権侵害を迫ることになりかねないものであります。

今回の貴社車掌の発言について、事実確認と事実であれば貴社としての見解、および当該事案が貴社として不適切と認める場合は再発防止策の報告を2021年7月9日までに当会に対して行うよう要求いたします。

返信先

〒104-0061

東京都中央区銀座 2-14-8

M L 20030622

女性専用車両に反対する会